

川崎市人事委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会訓令第 1 号

川崎市人事委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令

川崎市人事委員会事務局公文書管理規程（平成１５年川崎市人事委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「文書主任及び文書副主任各１名を置く。」を「文書主任１名及び文書副主任を置く。」に改める。

第１３条第１項第５号中「收受文書は、」を「收受文書は、川崎市公文書管理規則（平成１３年川崎市規則第２０号）第５条の２第１項の規定により電子正本を作成した場合を除き、」に改める。

附則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。